



鳥取県公報

令和2年8月28日（金）
第9229号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（482）（とっとり弥生の王国推進課）・・・・・・・・・・ 2
	知事指定薬物の指定（483）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（484）（企業支援課）・・・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定の解除予定（485）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	土地改良区の役員の就退任（486）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・・・ 4
	都市計画事業の事業計画の変更の認可（2件）（487・488）（道路建設課）・・・・ 6
	採石法による採取計画の認可の公表（489）（西部総合事務所米子県土整備局）・・・・ 6
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（企業局経営企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第482号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

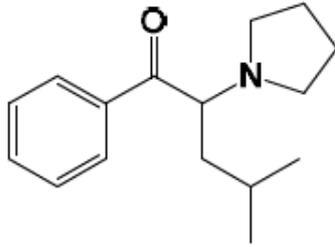
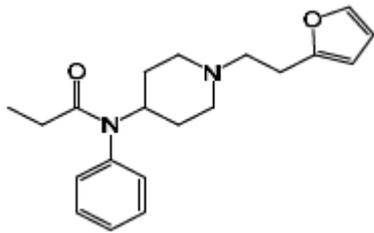
- 1 委託の相手
株式会社ドリームかわはら
- 2 委託期間
令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

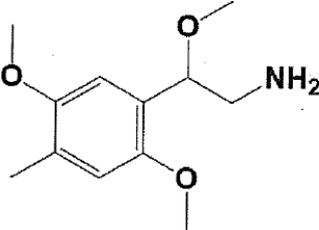
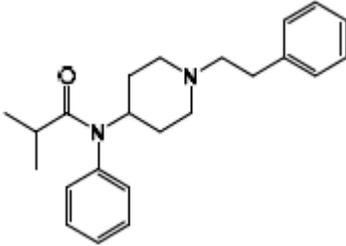
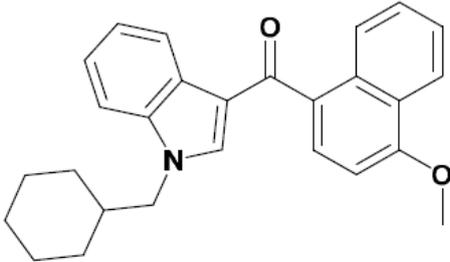
鳥取県告示第483号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
2-知(1)-1	α-P iHP、α-P H i P	<p>4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類</p> 
2-知(1)-2	F u r a n y l e t h y l f e n t a n y l、FUEF	<p>N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類</p> 

<p>2-知(1)-3</p>	<p>BOD、β-METHOXY-2CD</p>	<p>2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン及びその塩類</p> 
<p>2-知(1)-4</p>	<p>Isobutyrylfentanyl</p>	<p>N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド及びその塩類</p> 
<p>2-知(1)-5</p>	<p>CHM-081</p>	<p>[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類</p> 

鳥取県告示第484号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取駅ショッピングプラザ 鳥取市東品治町111-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
JR西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 新井 慎一 鳥根県松江市朝日町宇伊勢宮472-2

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 JR西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 貴谷 健史

変更後 JR西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 新井 慎一

4 変更年月日

令和2年7月10日

5 届出年月日

令和2年8月7日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和2年8月28日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第485号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大山字大山96・100（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、日野郡江府町大字吉原字論手6の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、大山町役場及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大山字大山96・100（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり佐治村土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年8月28日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

理事	井上明男	鳥取市佐治町余戸373
〃	山下増治	鳥取市佐治町葛谷139-1
〃	西尾寛茂	鳥取市佐治町津無476
〃	田中富幸	鳥取市佐治町加茂520
〃	森田広史	鳥取市佐治町大井110
〃	森下道夫	鳥取市佐治町森坪301
〃	中尾修	鳥取市佐治町加瀬木362
〃	岡嶋公則	鳥取市佐治町古市161
〃	岡島伸定	鳥取市佐治町古市213-1
〃	西尾誠一	鳥取市佐治町加瀬木1317
〃	南條伸一	鳥取市佐治町栃原95
〃	下田孝一	鳥取市佐治町畑36-1
〃	小谷繁喜	鳥取市佐治町津野363
〃	下田智明	鳥取市佐治町刈地206
〃	中谷善孝	鳥取市佐治町高山79
〃	田中活雄	鳥取市佐治町森坪16-1
〃	上田祥治	鳥取市佐治町高山466
監事	田中敏文	鳥取市佐治町高山96
〃	西村省一	鳥取市佐治町畑118
〃	中谷茂彦	鳥取市佐治町高山98

令和2年8月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	田中豊朗	鳥取市佐治町余戸522
〃	山下増治	鳥取市佐治町葛谷139-1
〃	西尾寛茂	鳥取市佐治町津無476
〃	田中富幸	鳥取市佐治町加茂520
〃	森田広史	鳥取市佐治町大井110
〃	竹村広志	鳥取市佐治町森坪311
〃	中尾修	鳥取市佐治町加瀬木362
〃	下根央幸	鳥取市佐治町古市158
〃	岡島隆志	鳥取市佐治町古市197
〃	岡部文徳	鳥取市佐治町加瀬木1242-1
〃	南條芳浩	鳥取市佐治町栃原124
〃	西村菊太郎	鳥取市佐治町畑126
〃	茂上昭久	鳥取市佐治町津野321-1
〃	下田智明	鳥取市佐治町刈地206
〃	中谷善孝	鳥取市佐治町高山79
〃	田中厚志	鳥取市佐治町森坪17-1
〃	上田祥治	鳥取市佐治町高山466
監事	中谷茂彦	鳥取市佐治町高山98
〃	田中寿彦	鳥取市佐治町余戸535
〃	田中精夫	鳥取市佐治町加茂739

令和2年8月12日就任 任期3年

鳥取県告示第487号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 8・7・1号米子駅南北自由通路
- 3 事業施行期間
平成29年3月10日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更する部分
平成29年鳥取県告示第153号の事業地のうち鳥取県米子市弥生町及び目久美町地内
 - (2) 使用の部分
追加する部分
鳥取県米子市目久美町地内
変更する部分
平成29年鳥取県告示第153号の事業地のうち鳥取県米子市弥生町地内

鳥取県告示第488号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 3・4・18号米子駅目久美町線
- 3 事業施行期間
平成29年3月10日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更する部分
平成29年鳥取県告示第154号の事業地のうち鳥取県米子市弥生町及び目久美町地内
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第489号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和2年8月28日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社藤原 建材 代表取締役 藤原 偉久男	米子市目久美 町130-3	西伯郡南部町御内谷 字ガアノ尾377-8 外7筆(7,612平方メ ートル)	風化花崗岩(14,364 立方メートル)	令和2年8月 12日から令和 7年8月11日 まで	令和2年8月 12日

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和2年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験 令和3年1月28日（木）午前10時から正午まで
 - (2) 実技試験 令和3年1月28日（木）午後1時から
- 2 試験の場所

倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷
- 3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

 - (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、認証施設（条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。）において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの
 - (3) 学校教育法第57条に規定する者で、魚介類販売業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に掲げる営業をいう。）若しくは魚肉練り製品製造業（同条第16号に掲げる営業をいう。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの
- 4 試験科目
 - (1) 衛生関係法規
 - (2) 公衆衛生学
 - (3) 食品衛生学
 - (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
 - (5) ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

ただし、調理師免許証を有している者は、公衆衛生学及び食品衛生学を免除する。
- 5 受験願書の受付期間

令和2年11月24日（火）から同年12月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。
- 6 受験願書の提出先

各総合事務所生活環境局又は鳥取市保健所生活安全課のうち住所地为管轄するもの（以下「生活環境局等」という。）
- 7 受験願書の添付書類
 - (1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）
 - (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し

- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
- ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）
なお、学校卒業時と氏名が変わっている場合は、事実の確認ができる書類（戸籍抄本等）を添付すること（(4)アにおいて同じ。）。
 - イ 認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類
- (4) 3(3)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
- ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）
 - イ 魚介類販売業、魚肉練り製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類
- 8 受験手数料等及びその納付方法
- 次のとおり受験手数料及び実技試験に用いるふぐの代金を納付すること。
- 受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 実技試験に用いるふぐの代金は、受験票に記載する金額とし、試験当日の受付時に現金にて納付すること。なお、納付がない場合は、受験を認めない。
- 9 受験に当たっての注意事項
- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。
- ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物
なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないものとする。
- 10 合格者の発表
- 合格者の受験番号を令和3年2月12日（金）に生活環境局等において掲示するとともに、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（以下「くらしの安心推進課」という。）のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。
- 11 合否基準
- 学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。
- (1) 学科試験
- 原則として、試験の全科目の合計得点（ただし、調理師免許証を有している者は、衛生関係法規、ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識の合計得点）が満点の6割以上である者を合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の満点の3割を下回る者は、不合格とする。
- (2) 実技試験
- 原則として、満点の8割以上である者を合格とする。ただし、得点が8割以上であったとしても、次のアからウまでのいずれかに該当する者は、不合格とする。
- ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合
 - イ 毒性臓器の鑑別において、肝臓の正確な鑑別ができていない場合
 - ウ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合
- 12 その他
- (1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消す。

(2) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、くらしの安心推進課又は各総合事務所生活環境局に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。

(3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目220	(0857-26-7284)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町2	(0858-23-3157)
西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目160	(0859-31-9321)
鳥取市保健所生活安全課	鳥取市富安二丁目138-4	(0857-30-8552)

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 令和2年度発電集中監視制御システムサーバ改修業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和2年7月10日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 富士電機株式会社中国支社
広島県広島市中区銀山町14-18 |
| 5 契 約 金 額 | 45,430,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定期務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企業局東部事務所
鳥取市古海250 |